

介護保険からの

お知らせ

65歳以上で年金から介護保険料が

天引きされている方(特別徴収対象者)へ

平成18年度介護保険料仮徴収額変更通知書を6月上旬に送付します。4月に平成18年度介護保険料納入通知書(仮徴収)で、4～8月の年金から天引きする介護保険料額をお知らせしてありますが、今回の通知は天引き額を年間を通じて平均化するため、6月・8月の介護保険料額を調整したことをお知らせするものです。

Q なぜ、仮徴収額を変更するの？

A 昨年度まで、特別徴収の方から「年度の前半と後半の天引き額が違う」等の問い合わせを多数いただいておりますが、平成18年度の介護保険法の改正により、仮徴収額の増額についても金額変更ができるようになりました。

これにより、保険料段階に変更がなければ、介護保険料の天引き額は一年を通じてほぼ同額となります。これを平準化といいます。(端数処理の都合で完全に同額とならない場合があります。)

詳しくは、通知に同封されている説明文をご覧ください。

Q 仮徴収額変更通知書が届かなかったがどうして？

A 特別徴収の方で、今回の通知が届かない方もいらっしゃると思います。

その方は(保険料段階に変更がないことが前提となります)が天引きされる介護保険料額が年間を通じてほぼ同額の方です。

また、普通徴収(口座振替または納付書で納付していた方)の方にはこの通知は発送されません。



今回の仮徴収額の変更は、17年中の所得や世帯の課税状況等が前年と変わらないという前提で、新しい保険料段階で平準化を計算したものです。保険料の段階が変更になる方は、平準化とはならない場合がありますので、ご了承ください。

なお、平成18年度介護保険料決定通知書は、7月中旬に送付します。前半(4月・6月・8月)は仮徴収、後半(10月・12月・2月)は本算定となり、前年度の所得をもとに算定した保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めていただきます。

また、年金の現況届けは忘れずに期限内に提出してください。提出がなかったり期限に遅れると、年金の支給が停止し、年金からの天引きができず、普通徴収による納付となります。

【お問い合わせ】

富士見町役場

住民福祉課 介護高齢者係

☎62・9133

(有)9133

諏訪広域連合 介護保険課

☎82・8161(直通)

国民年金保険料は

納期限までに納めましょう

納期限は翌月末日

国民年金保険料は、翌月の末日が納期限となっています。保険料の納め忘れがあると、65歳から生涯受けられる「老齢基礎年金」や病気やケガで一定の障害が残った場合に受けられる「障害基礎年金」などが受けられない場合があります。保険料は納期限までに必ず納めましょう。

納め方はいろいろ

保険料は、毎年4月に送られる「国民年金保険料納入案内書」(納付書)により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアの窓口で納めます。また、インターネット等を利用して納めることもできます。ただし、金融機関との契約が必要です。

口座振替にすると

「忙しくてなかなか納めに行けない」という方は、納めに行く手間が省けて、納め忘れの心配もない口座振替のご利用をおすすめします。

希望される方は、金融機関・郵便局の窓口で「国民年金保険料口座振替申出書」の手続きを行ってください。手続きには、納付書または年金手帳・預貯金通帳・口座届出印が必要です。

また、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を利用すると、保険料が毎月50円割り引かれてお得です。ただし、初回は原則として、前月分と当月分の2ヶ月分が引き落としされます。